

山北町オンライン 無料法律相談

■相談日時 2021年7月2日(金)・9月1日(金)・12月2日(金)・2022年3月4日(金)

【面談:事前予約制】 相談時間はお一人30分程度です。

■相談場所 山北町役場(3階相談室)

■相談方法 山北町役場と法テラス小田原をインターネット回線で結び、山北町役場のパソコンモニターを通して弁護士による法律相談を行います。

■対象者 山北町在住・在勤の方で、収入・資産が一定基準以下の方

[収入基準の例 山北町在住の場合]

一人世帯 月収18万2000円以下 二人世帯 月収合計25万1000円以下 ※別途家賃考慮あり

■相談料 無料

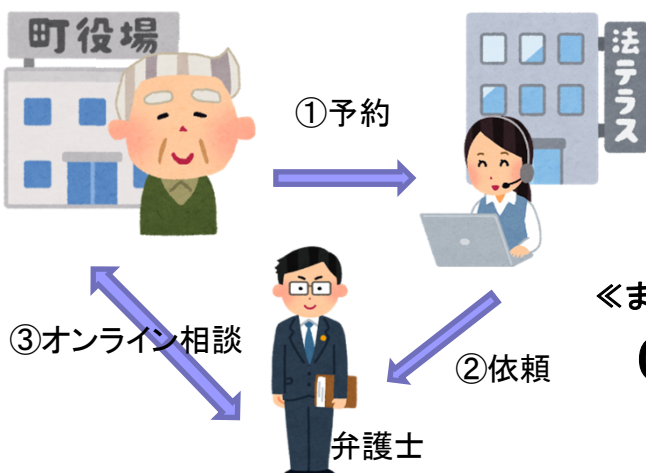
債務、相続、契約トラブル、近隣トラブル・・・
弁護士と一緒に解決しませんか？
相談だけでも可能です。

【依頼した場合の費用について】

・成年後見申立事件

(着手金88,000円、実費20,000円、原則報酬金無し)

※着手金・実費は、月額5,000円程度の割賦が可能です。



法テラス小田原では、ほかにも無料法律相談を行っております。詳しくは法テラス小田原までお問合せください。

《まずはお電話にて、お問合せ・ご予約ください》

0503383-5370

受付時間: 平日9時~16時



は、国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター小田原支部(愛称: 法テラス小田原)